

小・中学校の通学区域

事情により指定学校
変更や区域外就学が

市立の学校への通学は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学するのが原則となっています。ただし、具体的な事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校変更や区域外就学が認められる場合があります。

○指定学校変更：市内に住む児童・生徒に対して、定められた通学

指定学校変更・区域外就学の要件

理由	指定校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
学童保育所に通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などに関するもの	○	○
最終学年(小6、中3)になってからの住所変更	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導などの支援が必要で、支援可能な学校への入学を希望する場合	○	—
児童・生徒の身体的理由によるもの	○	○
終業式・修了式まで40日未満の場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合(一定期間)	—	○
小・中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定校変更に伴うもの	○	—
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴うもの	○	—

区域(学区)以外の成田市立小・中学校への通学を認める制度

○区域外就学：市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小・中学校への通学を認める制度

新年度からこの制度を利用したい人は、早めに申し出てください。通学区域は、市ホームページ

(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/gakumu/index.html>)を公開しています。

※くわしくは学務課(☎20-1581)へ。

窒素酸化物に係る冬季対策

車の使用と暖房は
控えめに

冬季は大気がよどみ、汚れやすくなります。県および県内市町村では、11月から来年1月までを「窒素酸化物に係る冬季対策期間」として、大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策を実施します。

○水曜日は車の使用(車での買い物やマイカー通勤)は控えましょう

○アイドリング・ストップ(駐停車時のエンジン停止)に努めましょう

○暖房温度は控え目(20℃)にしましょう

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

国民健康保険

人間ドックと脳ドックの
費用を助成

市では、国民健康保険の加入者が人間ドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。

なお、脳ドックも助成の対象となりますので、皆さんの健康管理に役立ててください。

●対象：次のすべてに該当する人

○1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の

○前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人(脳ドックは2年以上)

○国民健康保険税を完納している世帯の人

●利用方法：指定検査医療機関に予約した後に、保険証と印鑑を持って、保険年金課で手続き

を。後日、承認書を郵送しますので、持参して人間ドックを受検してください

●指定検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)

藤倉クリニック(☎22-1158)

成田病院(☎22-1500)

千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228・脳ドックのみ)

●助成率：人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円

なお、検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関やコース

により多少異なります。

※くわしくは各指定検査医療機関または保険年金課(☎20-1526)へ。

航空機騒音対策基本方針

変更案を縦覧します

県では、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の規程に基づき、「航空機騒音対策基本方針」の変更案を次のとおり縦覧します。

●日時：11月21日(火)～12月5日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後5時

●場所：市地域振興課(市役所3階)、下総・大栄支所総務課、県空港地域振興課(県庁本庁舎10階)

●意見書の提出：この案に意見のある人は、11月21日(火)～12月18日(月)に意見書を提出することができ、提出方法などは縦覧場所に掲示します

※くわしくは市地域振興課(☎20-1520)または県空港地域振興課(☎043-2223-2266)へ。

重大犯罪の追跡捜査

犯罪捜査に 皆さんのご協力を

警察では、特に重大な犯罪を行って逃走中の指名手配被疑者をリストアップし、これらの犯罪者を逮捕するため、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行います。

犯人を早期に逮捕し、事件を解決するため、捜査活動に対する市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

指名手配被疑者の検挙にご協力を

オウム真理教特別指名手配被疑者をはじめとする指名手配被疑者によく似た人を見掛けたり、その被疑者に関する情報を持っている人は通報を

「事件かな」と思ったら110番

おかしいなと思った場合や不審な人・車を見掛けたりしたら、深夜・早朝を問わず、迷わず110番通報を

聞き込み捜査にご協力を

聞き込み捜査で捜査員がお伺いした際には、どんなささいな情報でもかまいませんので、積極的なご協力を

被害に遭ったときは必ず届け出を

犯人の第2・第3の犯行を防

ぎ、被害の拡大を防止するためにも勇気を出して警察に届け出を

※くわしくは成田警察署(☎27-0110)または110番へ。なお、オウム真理教特別手配についての情報はオウム24時間ダイヤル(☎0120-006024)へ。

農業委員選挙

登載申請書は 郵送でお届けします

農業委員は、農業委員会委員選挙人名簿に登載されている農家の皆さんの選挙によって選ばれます。

毎年1月初旬に「登載申請書」を農業委員会に提出していただき、選挙資格の調査を行います。本年度から登載申請書を郵送で12月下旬ごろにお届けしますので、必要事項を書いて同封の返信用封筒で返送してください。

なお、要件を満たしている人でも、申請をしないと選挙権および被選挙権を有しなくなりますのでご注意ください。

●登載資格者 市内に住所を有し、年齢が満20歳以上の人で次のいずれかに該当する人
○10アール以上の農地で耕作の業

務を営む人

○10アール以上の農地で耕作の業務を営む人の同居の親族または配偶者で、60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人
○10アール以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、60日以上耕作に従事し、農業委員会が認めた人

※くわしくは市農業委員会事務局(☎20-1573)へ。

農業者年金特例脱退一時金

請求期限は ことしの12月31日まで

平成14年1月1日時点で、旧農業者年金制度の保険料納付済期間とカラ期間、および65歳までの期間を合計して20年を満たす人は、特例脱退一時金の対象となります。

特例脱退一時金は、納付済総額の8割程度となっていて、請求期限は平成18年12月31日です。

この期間を過ぎた場合には、受給要件を満たした時点老齢年金の場合(65歳)で、年金の請求を行うこととなります。

特例脱退一時金の請求は、市農業委員会または農協で受け付け

ます。

なお、年末は休みになりますので、できるだけ12月上旬までに手続きするようにお願いします。

※くわしくは市農業委員会事務局(☎20-1573)、またはJA成田市(☎22-6715)、JAかとり大栄支店(☎73-4411)、同下総支店(☎96-0006)へ。

動物による危害防止対策強化月間

飼い主は マナーを守って

犬・猫による危害・被害が後を絶たないことから、県では11月1日(水)～30日(木)、県下一斉に「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るようお願いします。

○捨て犬・捨て猫の禁止 捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。動物をみだりに捨てると「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられることがあります
○犬・猫の引き取り 噛むを得ない理由により、どうしても飼え

なくなつた犬・猫は、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります

○避妊・去勢の勧め 犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の手術をお勧めします

○犬の放し飼いはしない 犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください

○犬のこう傷届 飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出をする義務があります

○犬の散歩 犬の散歩は引き綱を付けて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。猫についても他人の敷地などで排せつすることのないよう十分注意してください

○危険な動物の飼養許可 カミツキガメ・ヘビ・サルなど危険動物に指定されている動物を飼育する場合は、保健所長の許可が必要です

※くわしくは印旛保健所成田支所(☎26-7231)または県動物愛護センター(☎93-5711)へ。

年末調整などの説明会

法人と個人の
白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に、平成18年分の年末調整・法定調書および給与支払報告書の提出について説明会を開催します。
なお、個人青色申告者には、12月に青色申告決算説明会を予定しています。

●日時 11月17日(金) ①午前10時から ②午後1時30分から
●会場 中央公民館講堂

※くわしくは成田税務署法人課 税第二部門(☎28-5151) または市税務課(☎20-1513)へ。

市民課・支所住民課の窓口

火曜日は午後7時まで
延長しています

毎週火曜日(祝日、年末年始は除く)は、市民課、下総・大栄支所住民課窓口の受付時間を午後7時まで延長(試行)しています。

取り扱う業務は次のとおりですので、内容を確認してご利用ください。

●取り扱う業務 住民票、住所証

検察審査会

不起訴処分
不服のある人のために

交通事故や詐欺、脅しなどの犯罪被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。
検察審査会制度とは、このよう

な不起訴処分不服のある人の申し立てを受け、事件を調べ直し検察官の処分の善しあしを審査する制度です。相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所住民課(☎96-1115)、大栄支所住民課(☎73-8066)へ。

ペットボトルの回収にご協力を

※ペットボトルは各地域リサイクル団体およびペットボトル店頭回収協力店へ(下総・大栄地区は収集日に集積所へ出してください)。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



検察審査会

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときは、市民の代表としてご協力をお願いします。ただし、司法関係の仕事に従事している人などは、審査員にはなりません。

市選挙管理委員会では、審査員候補者を選定するために、予定者となった人に職業などの調査をさせていただきます。該当者には11月上旬に調査表を送りますのでご協力をお願いします。

※くわしくは千葉検察審査会事務局(千葉地方裁判所内・☎043-2222-0165)へ。

土砂の埋立て

残土条例が
適用されます

市では、自然環境や生活環境の保全、災害の未然防止、住民の健康で安全・快適な生活の確保を目的に「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定め、土砂の埋め立て・盛り土・たい積行為およびこれらに使用される土砂などの土質について必要な

規制をしています。

この条例により、市内で500㎡以上の埋め立て(一時的たい積を含む)を行う場合は、条例の定める手続きが必要になります。

環境基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てに利用できませんのでご注意ください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

11月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
11月6日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台)地区	午後11時
11月7日(火)	並木町(沢山)地区	翌午前5時
11月8日(水)	飯田町地区	

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。